

協議第29号

建設関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。</p>	

「協議第29号 建設関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> <u>ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。<u>なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。</p>

59

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
公営住宅等	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徴収金額 入居時における2カ月分の家賃相当額</li> <li>敷金の減免又は徴収の猶予 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。</li> </ul>	<p>【敷金】</p> <p>該当なし</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
公営住宅等 (つづき)	<p>入居者または同居者が病気にかかったとき。 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき その他、特別の事情があるとき</p> <p>・還付 入居者が住宅を明渡すとき、還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 敷金には利子をつけない</p> <p>【共益費】 重ね（二階建て以上）の住宅団地 1 団地のみ定額で町が徴収（1戸当り400円/月） 他の重ねの住宅団地は自治会負担</p> <p>【管理人制度】 各住宅団地に 1 名管理人を任命し、共益費の集金、修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡事務を行っている。</p>	<p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p> <p>【管理人制度】 該当なし</p>	<p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p>	<p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、<u>新町において調整する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
除排雪事業	<p>【出勤基準】 降雪10cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に 排雪 （平成15年度排雪実績1回） 幹線道路、バス路線、交通量の 特に多い路線のみ排雪</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪 し、車道との間に堆積 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路を除雪 し、車道との間に投雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に 排雪 （平成15年度排雪実績1回） 幹線道路、バス路線、交通量の 特に多い路線のみ排雪</p>	<p>【出勤基準】 降雪 8 cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪 （路外への投雪箇所については 行わない。） ウ.その後に雪捨場に搬入</p> <p>歩道（郊外地） 該当なし（歩道未設置）</p> <p>歩道（市街地） ア.全路線について、除雪を行い、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪 （車道投雪分のみ） ウ.その後に雪捨場に搬入</p>	<p>現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、地域性及び降 雪量等の違いを考慮し た上で、新たな除排雪 手法等について、新町 において調整する。な お、出勤基準は、幕別 町及び更別村の例によ り、合併時に統合する。</p>	<p>現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。 ただし、地域性及び降 雪量等の違いを考慮し た上で、新たな除排雪 手法等について、新町 において調整する。</p>